

令和6年第6回大野町農業委員会議事録

令和6年6月6日、大野町農業委員会 会長 目加田 菊次は、第6回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第11号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議第14号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第15号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第16号 最適化活動の目標に対する点検・評価について

出席農業委員（12名）

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員 | 2番 馬淵 徳次 委員 | 3番 内田 博人 委員 |
| 5番 河本 茂樹 委員 | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員 |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員 | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員 | 15番 飯沼 良一 委員 |

出席農地利用最適化推進委員（11名）

- | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| 岡田 松榮 委員 | 林 竜彦 委員 | 渡邊 靖 委員 | 所 勝重 委員 |
| 久保田 静真 委員 | 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 |
| 野津 正明 委員 | 宮嶋 博幸 委員 | 田代 定 委員 | |

欠席農業委員（1名）

- 13番 清水 誠 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃
係 青木 哲平

(令和6年6月6日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の清水誠委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立—農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を15番の飯沼良一委員、1番の末守吾郎委員にお願いしたいと思います。それでは報第11号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第11号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で148㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。9筆で9,375㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で1,568㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で585㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。6筆で4,367.58㎡でございます。

6番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。7筆で6,225.72

mでございます。

7番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で2, 128.27 mでございます。

報第11号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第11号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第12号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[係長高島伸圭 報第12号の議案説明]

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番でございます。所有者と耕作者の間で賃借権が設定されておりましたが、令和6年5月31日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第12号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第12号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第14号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第14号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は38,928㎡となります。担当推進委員は内藤委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（譲渡）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は5,153㎡となります。担当推進委員は河田委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（譲渡）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は15,651㎡となります。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第14号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第14号の1番の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第14号の2番の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（河田幸則委員）

事務局の説明どおりですが、申請地については長年譲受人が耕作を行っているため問題ないと思います。

○議長（目加田菊次会長）

議第14号の3番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第14号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第14号の1番から3番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第15号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第15号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を譲り受け、隣接する既存住宅の露天駐車場とするために申請をされましたが、当該地はすでに露天駐車場として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は渡邊委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、太陽光発電設備を設置するために申請されました。担当推進委員は渡邊委員でございます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、分家住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は所委員でございます。

4番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建物付き分譲住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第15号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第15号の1番・2番の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第15号の3番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明とおりですが、今回の申請は譲受人は娘さんになり桜大門に住んでいますが、現在の住居が手狭になり今回親の農地を借りて分家住宅を建築したいとのこと。

○議長（目加田菊次会長）

議第15号の4番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明とおりです。

[所勝重委員関係者のため離席]

○議長（目加田菊次会長）

議第15号の2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第15号の2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

[所勝重委員着席]

○議長（目加田菊次会長）

議第15号の1番・3番・4番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第15号の1番・3番・4番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第16号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[係若原宏晃 議第16号の詳細説明]

○議長（目加田菊次会長）

議第16号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第16号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○事務局長（吉村康弘）

事務局からお願いしたいことがあります。毎月提出していただいております活動記録簿の記載についてです。先日県の事務局会議のほうで記録簿の記載で注意してほしいところの説明を受けました。委員の皆様においては、現在毎月10日以上活動を行っていただいております、そのうち農業新聞等からの情報収集の記載をしていただいていると思いますが、今後は農地パトロールなど、なるべく外の活動での記載を増やしていただきたいと思います。情報収集も大切な活動ですので、今までどおり行っていただきたいと思います。日数を3日程度として下さい。最後に事務的な話になりますが活動記録の活動日数は、交付金の対象となっています。明確な決まりはありませんが、検査などの際に活動の大半が情報収集よりも、現場での活動をしたほうが適正と見なされるとと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については7月5日9時より行います。よろしくお願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第6回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 飯沼 良一



委員 末守 吾郎

